

令和 4 年度 入札監視委員会議事概要

沖縄防衛局

開催日及び場所	令和 4 年 6 月 2 4 日 (金)
委員	矢吹 哲哉(委員長：琉球大学名誉教授) 堤 純一郎(琉球大学名誉教授) (五十音順) 仲里 豪 (弁護士) 原田 泰人(公認会計士) 山城 勝 (元沖縄県経営者協会常務理事)

I 沖縄防衛局が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和 4 年 1 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 3 1 日	
審議対象件数	8 6 件	
1. 入札状況について (入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	1 1 件	(審議概要)
建設工事	一般競争	6 件
	指名競争	0 件
	随意契約	1 件
建設コンサルタント 業務等	4 件	・対象期間における契約状況、指名停止状況、低入札価格調査について報告 業務概要、競争参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について説
○委員からの意見・質問	意見・質問	回答
○それに対する回答等	<p>【契約状況・指名停止状況・低入札価格調査状況について】</p> <p>【抽出事案審議】</p> <p>建設工事</p> <p>一般競争入札</p> <p>・石垣島 (3 補) 宿舎新設建築追加工事 (その 1)</p> <p>○ 本工事は落札率が高く、1 者応札となっているが、その経緯及び考えられる理由は何か。</p>	<p>○ 特になし。</p> <p>○ 前工事で宿舎の躯体工事を発注しており、本工事は内外装等の仕上げ工事を行うものである。</p> <p>一般競争入札として広く公募したが、離島であること、工事内容等から 1 者応札となったものと考えられる。</p> <p>また、本工事の入札参加者は、前工事の受注者であり、現場状況等を熟知しているため、落札率が高くなったと考えられる。</p>

一般競争入札

・嘉手納（3）給油施設（5 2 1）新設土木工事

- 入札参加者9者のうち7者が無効となっているが、理由は何か。

一般競争入札

・瑞慶覧（R 3）中学校（4 2 1 4）新設建築工事

- 無効の者が6者いるが、これらも全て施工体制確認の追加資料の提出を辞退したことによるものか。

本案件は技術提案評価型となっているが、この場合も資料提出を辞退すると無効になるのか。

- 本工事はキャンプ瑞慶覧内の中学校の建設工事ということだが、どのような理由から実施するのか。

- 技術提案に対する評価点について、課題①の内容と採点方法はどのようになっているのか。また、課題②は同点、課題①は点数が違う者があるが、どのような要因なのか。

- 無効となった7者は全て入札金額が調査基準価格を下回っており、施工体制確認のための追加資料の提出を辞退したことから無効としたものである。

- 本工事を含め、総合評価落札方式で発注する案件で予定価格が1,000万円を超える建設工事に施工体制確認型を適用しており、先ほどの案件と同様、無効となった者はいずれも施工体制確認のための追加資料の提出を辞退したことから無効としたものである。

- 本工事は、キャンプ桑江の返還条件として、キャンプ桑江に現有する中学校をキャンプ瑞慶覧内に移設するという事案であり、日米合意に基づき、日本側予算で措置されるものである。

- 本案件では技術提案の課題は2課題を提示しており、1課題につき3提案まで提出できることにしている。

当該施設は平面形状や屋根形状が一般的な施設と比べて特殊であるため、技術課題①は、躯体及び仕上げの品質管理に関する技術提案を求める内容となっている。

採点方法は、原則5名で評価基準にある標準案と比較して、標準的な案を0点、有効な提案を1点、優れている提案を2点、特に優れている提案を3点として採点し、5名のうち最上位と最下位を除いた3名の点数の平均を評価点としている。

また、1課題の最高点は9点で、それを15点満点に換算している。

今回、課題②では同点、課題①では点数が異なる者がいるが、採点の結果、偶然課題②では同点になったものである。

一般競争入札

・瑞慶覧（R3）家族住宅（797）雨水排水整備工事（その1）（その2）（その3）

- （その1）で8者の無効者がでている理由は何か。
（その2）、（その3）では無効の者がそれぞれ1者、2者となっており、（その1）と比べて大分減っているのはなぜか。

- 工事全体が一つの雨水排水路だと思うが、延長毎に区分して発注した場合、着工は同時なのか。
また、工区の取り合わせ、工区間の接続箇所の責任の所在はどのように明確化されているのか。

随意契約

・ハンセン（R3）橋梁上部工（2工区）新設土木追加工事

- 本工事を、前工事の変更契約にすることはできなかったのか。いったん工事を終わらせて随意契約とした理由があるのか。
- 追加工事が必要となった理由として、約13億円の追加予算が必要になったというこ

- 本工事は1件当たり20億円程度の土木一式工事であり、多くの参加者が見込まれたため、一括審査方式を採用している。また、入札公告に開札順番を明示したうえで予定価格の高いものから開札しており、（その1）、（その2）、（その3）の順で開札している。

（その1）の無効8者は、入札金額が調査基準価格を下回り、施工体制確認のための追加資料の提出を辞退したことによる無効である。

また、本工事では1者の落札可能件数を1件に制限しており、（その2）で無効になった1者は（その1）を落札した者であり、（その3）で無効になった2者は（その1）及び（その2）を落札した者である。

なお、（その2）、（その3）に比べ、（その1）の無効者数が多い理由として、（その1）には仮設工事が含まれており、その部分の積算で官積算と乖離があったためである。

- 本工事は、（その1）から（その3）まで延長約1kmのボックスカルバートを設置することとなっており、各工区の区分けとして、（その1）は上流域（その2）は中流域、（その3）は下流域としており、着工は同時に開始する予定である。
また、責任の所在について、ボックスカルバート同士を接続するわけではなく、各工区間に責任分界点として接続マンホールを設けている。

- 前工事は約35億円程度と大規模ではあるが、本追加工事も概算額が約9億円と大きいものとなっており、追加工事としたものである。

- 本事業は、標準図活用発注方式を採用しており、工事の契約後に詳細図を作成した結果、予

とだが理由は何か。

- 当初想定していたものよりも工事そのものが増えたということか。それとも工事で使用する部品・具材等が増えて追加工事が必要となったということか。
- よく聞く事例として、ボーリング調査等をしてみたら、地盤が当初の予想と全く違って、基礎の値段が変更になったというのがあると思うが、このケースは地盤は変更はなかったのか。

業務

一般競争入札

・嘉手納知花地区（R3）土質調査（その1）（その2）（その3）

- 入札結果で、（その1）で無効となったのは1者だが、（その2）で4者、（その3）で5者と増えているのはなぜか。

- 本業務の入札状況の資料として、入札状況調書が添付されているが、今後の審議では、無効となった理由やその者の入札額もわかるような資料を準備してもらいたい。

算が不足することが判明したためである。

- 本工事の構造計算等を行ったところ、発注時に想定していた鉄筋量に対して大幅に増加したことが原因と考えられる。
- 本工事は橋梁の上部工であり、地盤調査については下部工で行っている。なお、上部工では主桁の工事となっている。

- （その1）から（その3）全てにおいて、調査基準価格を下回った場合、第三者履行確認を義務付けている。そのため調査基準価格を下回る入札を行った落札予定者に、第三者による履行確認の実施の可否を確認し、不可能な者は無効としている。

（その1）では当初最低価格で入札をした者は第三者履行確認が不可能であるということで無効となり、次順位の者も調査基準価格を下回っていたが、第三者履行が実施可能であったため、低入札価格調査を経て落札者となったものである。

（その2）で無効となった4者のうち3者は低入札となり、第三者履行確認を辞退したため無効となった。また、残り1者は、一括審査方式による（その1）の落札者であるため無効となった。

（その3）で無効となった5者のうち、3者は第三者履行確認を辞退、2者は（その1）、（その2）の落札者であり無効となったものである。

- ご指摘の無効となった者の入札金額と無効理由の記載について、次回委員会の資料から作成にあたり工夫したい。

	<p>公募型プロポーザル方式 ・シュワブ（R3）統括事業監理業務（その1）</p> <p>○ 統括事業監理業務ということで、業務の内容が多岐にわたり、技術的にも高度かつ専門的なものが要求されると思うが、業務内容の詳細を説明頂きたい。</p> <p>○ 応募した企業体で各々の専門性が高い分野、得意分野に応じ、各企業が業務を振り分けているのか。</p> <p>○ 過去に沖縄県内の企業がメインで提案をしたことはあるか。</p> <p>○ 本業務を受注した共同体は多数の者が構成員として参加しているが、共同体を組む構成員の数に制限は設けていないのか。</p> <p>○ 各社の出資比率はどうなっているのか。</p>	<p>○ 本業務は、コンストラクション・マネジメント業務として、多数の工事の総合調整、同じエリアで工事等を行う工事車両等の整理・統合監理、事業計画の提案・調整、仮設計画の立案、設計業務の支援、環境アセスの観点から、施工に対する助言・提案、法的な整理業務、資材搬入の調整、日々の勤務状況の管理等を全体的にとりまとめて監理する業務である。</p> <p>本業務は2ヵ年単位での履行をベースにしているが、一般的な工事監理業務とは異なり、普天間飛行場代替施設の移設事業としてその統括監理を一手に担う業務となっている。</p> <p>○ そのとおりである。参加しているJVには7者がいるが、それぞれの専門分野が異なる者が共同体に参加している。</p> <p>○ ないと承知している。</p> <p>○ 多岐にわたる分野の工事等を監理する業務であることから、特に設けていない。</p> <p>○ 本業務については、協定書において、それぞれの分担業務の価額に応じて運営委員会で定めて別に締結することとなっているが、本日は資料を準備していないため、次回の委員会で改めて整理してご説明したい。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>		

<p>2. 談合疑義案件の処理状況について</p>			
	<p>談 合 疑 義 件 数</p>	<p>0 件</p>	<p>(審議概要)</p>
<p>工</p>	<p>談 合 情 報</p>	<p>0 件</p>	
<p>事</p>	<p>点 検 結 果 疑 義</p>	<p>0 件</p>	

業 務	談 合 情 報	0 件		/	
	点 検 結 果 疑 義	0 件			
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等		意 見 ・ 質 問		回 答	
		なし		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし			
3. 入札結果の事後的・分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）					
審 議 概 要					
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等		意 見 ・ 質 問		回 答	
		なし		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし			
4. 再苦情処理（再説明請求回答）					
再苦情申立件数 （再説明請求件数）		総件数	0 件	（備考）	
建 設 工 事	一般競争（政府調達協定対象外）	0 件			
	指 名 競 争	0 件			
	随 意 契 約	0 件			
建設コンサルタント業務等※		0 件			
再苦情申立概要 （再説明請求概要）		申立日	件 名	契約方式	内容等
		/			
委員からの意見 ・質問、それ に対する回答等		意 見 ・ 質 問		回 答	
		なし		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし			

* 建設コンサルタント業務等の再苦情処理については、公募型プロポーザル契約及び簡易公募型プロポーザル契約方式を除く。

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象機関	沖縄防衛局	
審議対象期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
審議対象件数	310件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	9件	（審議概要） ・調達の概要、競争参加資格の設定等について説明
一般競争	7件	
指名競争	0件	
随意契約	2件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>審議対象事案</p> <p>「令和3年度広報誌印刷請負契約」</p> <p>○24社応札で93%の落札となった経緯と内容を確認したい。別の令和3年度封筒等印刷役務契約では、同数の応札で78%であった。</p> <p>「北部（R3）保安警備業務」</p> <p>○低入調査の調査結果について、人件費は、最低賃金に抵触していないか。</p> <p>○令和2年10月の決算書を見ると売上高のなかで労務費が大半を占めており、原価率が高い。今回似たような警備業務を行うのに約半分の価格で行うことになるが、決算書を見たうえで履行可能と判断したのか。</p>	<p>○本契約は毎年行っている事業で令和2年度は落札率98.1%、参加業者は14者となっている。封筒印刷役務契約は24者で広報誌と同数参加しているが、両方とも一般競争入札である。また、全て同じ業者が参加しているわけではない。広報誌については、実勢価格に近い価格の入札で、封筒印刷は落札率が低いように見えるが順位2位についての落札率は99.5%であり、1位の業者が企業努力で応札したと考えている。</p> <p>○当時の最低賃金が時給800円弱であり、業者から提出を受けた1日当たりの単価が一番安い時間帯で13,000円以上であったことから、これを8時間で割ると最低賃金以上であり、相当程度確保したことを確認している。</p> <p>○業者からは内訳に係る考え方として、人件費とその他の諸経費の提出を受けており、業者側は本業務を行う人員に対して最低賃金をクリアする賃金を計上し、会社の経費類を極力抑えることで履行すると聞いている。更に前年度も同様の業務を受注しており、既にノ</p>

ノウハウを有していることから効率的な業務の履行は可能と判断した。

○滞在費について当局の積算に対し、業者の方は業務を継続して行うことで、諸経費を抑えることが可能等の理由により、約三分の一に安価に抑えていることが挙げられる。

○人件費については会社独自の判断があると思われるが、当時の最低賃金の時給をクリアしている。類似業務として、当時の沖縄県における「交通誘導警備員」の単価が13,000円であるが、その単価以上で設定していると聞いている。

○業務の履行に当たっては、その金額で警備員の人件費負担を賄えると聞いている。大きく下げた要因は滞在費などの諸経費、会社の利益となる管理費などを大きく削減し、受注に至ったと聞いている。

○更に本業者については強い受注意欲があり、当時等級がDランクであったが、これからその等級を格上げするため、受注実績を増やし、売り上げを上げたいという思いで、会社の利益となる部分を大幅削減し、この価格としたとのことである。かつ前年度受注したノウハウがあることや、継続的な業務で経費を抑えることができることを聞き取り、当局としては履行が可能と判断した。

○そうである。

○業務内容については、確実に業務が行われていることを確認している。また、実際に労働者への賃金の支払についても、相当程度の賃金が支払われていることを確認している。会社の経営判断として利益を大幅に抑えたとしても本業務を受注することにより等級を上げたいという強い意思があり、業務管理費等を極力抑えて受注したと聞いている。

○調査結果を見ると人件費を相当程度確保した上で、企業努力により諸経費を最大限に抑えたことや、前回契約に引き続き実施することで初期経費が抑えられたことが積算上の大きな差異となったとあるが、どれだけの割合となったのか。

○人件費を相当程度確保したとあるが、どう言った意味か。最低賃金を上回っているということか。それともそれにプラス相当程度上積みしたということか。

○その単価を積み重ねていくと50%の査定となっても仕方ないという結論がでたということか。

○人件費等に対しては相当程度の手当をしているというのは間違いはないということか。

○業務管理費について官積算額に対し、約40分の1と大幅に削減しているが、この額で正常に業務は行われているのか。

「沖縄防衛局（3）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その7）から（その11）」

○この業務について（一財）防衛施設協会以外の業者が5年から10年の間に落札した実績はあるのか。

○（一財）防衛施設協会が連続して受注しているのはここ数年の話であるか。

○工事等の分割発注であればその1を受注したらその2に参加できないが、この業務はそれに該当しないのか。

○同じ業者が引き続き参加してよいということか。

○工事のような分割発注と大きな違いとなる根拠はあるのか。工事については、リスクの分散ということで参加できないことになっているが、同じ業務であるものをいくつか分割して、同じ業者が受注することが可能な根拠はあるのか。

○申請者が住んでいる自治体を通じて防衛局に申請が来るのであろうが、その事務手続業務はその7からその11で内容が違うということか。

○その7とその8の違いは何か。

○では9から11も全部違うということか。

○工種がそれぞれ違い、細かく分けたとうことか。

○対象地域や自治体で割り振るのではなく工種の違いで割り振るということか。

○入札に参加している7者については受注実績がある。

○令和2年度は別の業者も受注している。

○該当しない。

○そうである。

○この業務は防音工事の希望者に申込書を配布して工事が終われば完了確認を行うなど一連の流れがあって、その内容が違うことから分けて入札を行っている。

○防音工事は、新規に防音建具や空調機器を取り付ける本体工事と防音工事後10年経過したら空調機器の取替工事や防音建具の取替工事を行う3つの工種があって、工事希望者から希望届を受理し、それを3か月から4か月程度まとめて申込書を配布し事務手続きを行っていく。工事は、本体工事、空調取替工事、建具取替工事を年3、4回程度に分けて発注している。

○それぞれ工種が違う。空調機器の取替工事と建具の取替工事となっている。

○そうである。

○申込者が年間7千名程度いて、その7千名をその1からその11で工種ごとに割り振っているということである。

○そうである。

○それであれば、その内容が分かるようにしないと。まったく同じものを割っただけにしか見えない。きちんと内容が分かるようにしていただきたい。

○その1からその3についても（一財）防衛施設協会が行ったのか。

○工事で行われている一括審査方式の目的としては、納期が限られていることから分割することで確実に履行されること、また、1者が取ったら次の入札に参加できないことから他の業者にも受注機会を増やすことが目的と説明を受けたが、防音工事の事務手続については、同じところが落札しているのでまとめて発注できるのではないか。

○最後に確認だが、本事業は事務手続であって工事ではないということでしょうか。

○事務手続で何か違いがあるのか。

○現地調査に行くのか。

○調査の業務も契約に入っているとういことか。

**「西普天間住宅地区返還跡地
(3) 文化財発掘調査及び磁気
探査業務監理・検討業務」**

○返還された区域の調査はどの部分を行うのか。

○磁気探査のイメージとしては地中の不発弾等を調べる等のイメージがあるが、返還跡地についても同様なことを行うのか。

○仮に何か廃棄するものが出た場合は国や宜野湾市で廃棄するのか。

○はい。

○その1とその3は別の業者である。

○防衛本省からの実施要領に基づき、1契約当たり500世帯を目途に発注している。それについては受注機会を増やすためでもあると考える。

ご指摘については、防衛本省にも確認し検討したい。

○そうである。

○空調取替工事の現地調査と、建具取替工事の現地調査は現場によって違いがある。

○事務手続等補助となっていることから、現場に行って住宅の現状確認、完成現場の確認などを行っている。

○そうである。事務手続を主体として現場の確認も行っている。

○図面で色が塗られている部分が返還区域であり、磁気探査はその範囲を行っている。また、磁気探査が終わった部分は現在、宜野湾市の土地区画整理事業が行われている。

○そのとおりである。跡地利用特措法に基づき、返還後、跡地を利用する上で支障となるものを調査し、除去等を行っているが、不発弾探査も調査項目に入っている。

○当該返還地は既に廃棄物及び土壌汚染等の調査が行われており、その際に出た廃棄物等の処分は完了している。

なお、磁気探査で不発弾等が見

○米軍がそもそも住宅を建てる際に調査を行っていないのか。

「普天間飛行場（3）緊急廃棄物収集運搬・処分業務」

○緊急的な暫定措置とは防衛省が汚染水を一旦引き取り処分する。そのための費用を防衛省が持つことが暫定措置ということか。

○米軍側に引き取り費用を請求することはあるのか。

○そこまで日本側で費用を負担しないといけないものなのか。米側が汚染水を出しているのにも関わらず日本側で引き取って処理をするということは正しいものなのか。このままずっと米側が出す汚染水を日本の費用で処分していくのか。

○PFOS、PFOAはこれまで基準のない状態で使っていたものであって、緊急的にガイドラインを作ったものであることから緊急的に対応したことは理解できる。しかし、発見した以上処理しないといけないが、ドラム缶2,100本と簡単な量ではないがこの量をどこへ運搬し、どのように処分した分かるのか。

つかった場合には自衛隊で処理することになっている。また、磁気探査においてこれまで確認されている鉄くず等の処分は受注業者が行っている。

○一般論として住宅建築に必要な最小限の範囲しか探査していないと思われる。今回は、跡地利用に支障となるものを調査し、跡地利用者と調整の上、不発弾探査を行っている。

○本件については、普天間飛行場の貯水槽にあるPFOS含有水について、米側が浄化処理し、一般公共の排水として放流したことから、日本政府としては地域住民の不安を払拭するため、今後の処理方法について協議していたところであったが、台風の到来で貯水槽が溢れる恐れがあったことから日本政府で引き取り緊急に対応した。

○今回の件は日本政府で暫定措置として処理したことから請求は行わない。今後については、雨水が入って漏水しないよう補修等について協議している。今回は地域住民の不安を払拭するため日本政府において暫定措置として処理した。

○これまで貯水槽に溜まっていた全てを回収して処分しており、また、今後は含有水が発生しないよう対応していることから今後溜まりこむことはない。

○県外の処分場へ搬出され、850℃以上で2秒以上の熱処理をガイドラインに乗っ取り処理している。